

市民福祉委員会会議録

1. 開催年月日

平成31年3月7日 開会 9時57分 閉会 11時43分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

柳井一徳	藤原浩司	柳原英子	惣台己吉
三宅文雄	簀戸利昭	森本典夫	

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 議長 西田久志

(2) 説明員

副市長	猪原慎太郎	市民生活部長	北村宗則
健康福祉部長	山田正人	病院事務部長	野崎正広
市民生活部次長	井口勝志	健康福祉部次長	唐木英規
病院事務次長	田平雅裕	健康福祉部参与	宮良人
健康福祉部参与	藤井清志	協働推進課長	沖津幸弘
環境課長	谷みち子	健康医療課長	三宅早苗
健康福祉部参事	原田恒司	甲南保育園長	阪谷佳美
芳井保育園長	三宅弘美	偕楽園長	吉本泰人
芳井支所長	岡田光雄	美星支所長	川上邦和
福祉課長補佐	片山恭一	戸籍住民係長	岩本陽子
総務課長補佐	片井啓介		

(3) 事務局職員

事務局長	川田純士	事務局次長	藤原靖和
主任	吉原茂充		

6. 傍聴者

- (1) 議員 妹尾文彦、多賀信祥、三輪順治、佐藤 豊
- (2) 一般 1名
- (3) 報道 0名

7. 発言の概要

委員長（柳井一徳君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから市民福祉委員会を開会します。

初めに、副市長のごあいさつをお願いします。

〈副市長あいさつ〉

副市長（猪原慎太郎君） おはようございます。この冬は比較的暖かい日が続いておりました。3月に入りまして、さらに春めいた日が続いているところでございます。それこそ桜の開花も相当早いのではないかと考えております。それと、ホームページで調べましたところ、岡山県の開花予想は3月24日あたりではないかといった報道もされているところでございます。まさに春本番といった感じがいたしております。

昨年の12月から流行が始まりましたインフルエンザでございますけれども、昨年12月13日に、岡山県ではインフルエンザ注意報を発令いたしました。さらに年が明けまして、1月24日には警報が発令ということで、注意喚起を図ってきたところでございます。現在の発生状況、今医師会のほうがまとめておられますので、ご紹介させていただきますけれども、ことしのインフルエンザでございますが、昨年の9月からこの2月末までの井原市内で確認されたインフルエンザの患者数が2,500人ということでございます。そのうちA型が2,496人、B型が6人ということですので、ほとんどのインフルエンザがA型ということのようでございます。ちなみに昨年は、すごくインフルエンザがはやった年でございますけれども、昨年の同時期で3,372人ということでございます。ちなみに2年前の同時期が2,522人でございますので、ことしの状況は2年前とほぼ同じというような状況でございます。ことし1月15日における1日の罹患者数が116人ということで、ここがピークということでしたが、その後はだんだん減っているという状況でございます。現在は1日約10人程度の罹患者数ということのようでございます。しかしながら、例年3月中でも300人近くの方がインフルエンザにかかっているということでございますので、皆様方にはくれぐれも引き続き感染予防に注意していただきたいと思っております。

本日は、市民福祉委員会を開催いただきまして、皆様方には何かとご多用の中、ご出席い

ただきまして、まことにありがとうございます。この委員会に付託されております案件でございますけれども、まず請願が1件、それから条例が6件ということでございます。皆様方にはどうか慎重にご審議をいただきまして、適切なご決定を賜りたいというふうに思っております。なお、お手元に本定例会の報告事項を配付しておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

〈議長あいさつ〉

〈請願第1号 後期高齢者医療の窓口負担の見直しに当たり原則1割負担の継続を求める請願書〉

委員長（柳井一徳君） 続いて、紹介議員の説明を求めます。

委員（森本典夫君） 請願趣旨の中にも書かれておりますが、7行目から8行にわたって、この1割から2割にすることによって治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し、必要な医療が受けられない事態が深刻になるというふうなこととあわせて、7行目、8行目に「厚生労働省の社会保障審議会、医療保険部会でも2割化によって受診抑制が広がることなどを懸念する声も出されています」というふうな記述があります。今回の1割から2割にすることによって、受診抑制が広がって、かかりたくてもかかれなくて病気が重篤化するというようなことになるのが大変懸念されるところであります。したがって、これはぜひ政府に対して意見書を上げていただくというふうなことにしていただきたい。それから、陳述者のほうからより詳しく内容について話があると思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

委員（三宅文雄君） この請願趣旨の中にあります「必要な医療」という項目がありますが、上から9行目ですか、「必要な医療」というのは具体的に言ったらどういった医療になるのでしょうか。

委員（森本典夫君） その人その人でいろいろありますんで、必要な医療というても広範囲になりますから、具体的にこういうのをというのはありませんが、その人にとってこれだけは必ずしなければならないというような医療が1割から2割になることによって金が要るから我慢しようかというような形になっていくのが懸念されるということでありまして、必要な医療というのはその人にとってこれはしなければならないけれども、本人の希望でやめとくかなというような形になると思うんですが、この必要な医療というのは先ほど言いま

したようにその人その人Aさんから、それぞれ皆違う医療の内容になると思います。

〈なし〉

～休憩中、市民福祉委員会協議会開催～

委員長（柳井一徳君） それでは、この請願について皆さんから採択、不採択等のご意見を求めます。

委員（森本典夫君） 先ほど請願趣旨の中でも言いました。また、あわせて今、陳述者のほうからも、なかなか厳しさが指摘されたところでもあります。したがって、2割にするのではなく、現状維持でということ国に対して意見書を上げていただいて、地方議会が、そして地方の市民がそういうことはだめだよというふうな意思表示をしていくためにも採択していただきたいと思います。

委員（惣台己吉君） 私も採択の考えから1点だけ、これがもしも採択された場合には、請願趣旨、請願項目等の文書の作成とかは、委員長に一任という形になるんですね。

委員長（柳井一徳君） これは後で発表させていただきます。

委員（惣台己吉君） そこで1点、後期高齢者医療の窓口負担の見直しに当たり原則1割負担の継続を求めるという請願書で、請願趣旨の下から3段目の「必要なのは高額医療費の限度額引き下げを初めとする患者負担の軽減です」というこの文書を、ここに載せるかどうかというのを検討していただきたいなと思います。

以上です。

委員（三宅文雄君） 私もこの請願趣旨に賛成いたします。

というのが、この請願趣旨の中にも述べてありますように、高齢者の年金額も年々減少してきております。窓口負担もこれ以上ふえてくると、なお高齢者に負担を求めるということになりますので、これからの高齢者がふえていくということもありますが、原則1割負担を継続していただくように請願趣旨に賛成いたします。

委員（簀戸利昭君） 私はこの請願に反対の意見です。

井原市でも6億7,000万円余りの後期高齢者医療費を抱えております。それには一般会計から1億7,000万円余りの財源を拠出しております。ある程度のご負担はいたし方ないのかなという気持ちで反対いたします。

以上です。

委員（柳原英子君） 私は賛成です。

委員長（柳井一徳君） 採択というご意見でよろしいでしょうか。

委員（柳原英子君） はい。

副委員長（藤原浩司君） 私も反対する理由がございません。

先ほど惣台委員のほうの言われた、それこそ高額医療費の限度額引き下げを初めとする患者負担の軽減です。これは深い意味がなくて書かれてるもんだと思うんですが、ここの「高額医療費の限度額引き下げ」を省いて、必要なのは患者負担の軽減です、とするような形がいいのではないかと、これだけは思いますので、これは皆さんにお聞きいただきたいなど、このように思います。あとは反対する理由はございません。

〈なし〉

〈採決 採択〉

委員長（柳井一徳君） ただいま採択となりました請願第1号後期高齢者医療の窓口負担の見直しに当たり原則1割負担の継続を求める請願書は、国に対し意見書の提出を求める請願でございますので、賛同される委員による議員発議といたします。

意見書の提出に賛同される方は、委員会終了後、発議案への署名をお願いいたします。

以上で請願の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈議案第25号 井原市印鑑条例の一部を改正する条例について〉

委員（簀戸利昭君） 第23条が「市長は、印鑑登録原票その他印鑑の登録及び証明に関する書類を閲覧に供してはならない」という文書が今までであります、それに「市長は法令または他の条例に基づく請求がある場合を除き」ということを加えるということですが、現状、この条例で不都合な点として、どういう面があったのかお尋ねいたします。

市民生活部次長（井口勝志君） 今回の条例では、印鑑登録に係る原票等については、一切公開を禁ずるというものが定められておりました。これにつきまして、この条例というのが昭和52年に制定されたものなんですけれども、その後に個人情報保護条例でありますとか、上位の個人情報の保護法であるものが制定されまして、こちらでは特に本人さんの情報

については、本人さんからの請求があれば、審査をした後に妥当と認められればお出しすると、公開するという方向性が示されております。そういったことになりまして、現状で申しますと市民の方から印鑑登録、印鑑証明に関する書類等の公開の申請が出るという事例も、年間に1件ないし2件程度あったところです。こちらにつきましては、個人情報保護条例なり保護法で言いますと、印鑑条例でいくと上位法になるわけですし、それから個人情報保護条例にしましても印鑑条例よりも後からできた後法ということがありまして、法令関係では上位法優先、それから同じ条例関係ですと、後法が前法に優先するというような解釈がございますので、これまでも本人さんからのそういう申し出があった場合には、こういった理由から、その都度内部で起案決裁をとった後に公開をしてきたところでございます。

以上でございます。

委員（簗戸利昭君） この条例に基づいて公開ができてないのかと思いましたので、お尋ねをいたしました。

以上です。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第26号 井原市一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第 27 号 井原市災害救助条例の一部を改正する条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第 28 号 井原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について〉

委員（柳原英子君） 詳しく教えていただけますか、内容を。「条例の一部を改正する条例」の改正内容を。変わったところを。

副委員長（藤原浩司君） 趣旨ですか。

委員（柳原英子君） はい、趣旨を教えて。詳しくは教えていただけませんか。

健康福祉部次長（唐木英規君） それでは、本会議でご説明をさせていただいておりますが、第 13 条の改正につきましては字句の整理、第 14 条の改正につきましては利率の規定をいたしておるところでございますが、本来、利率が本法のほうで 3%以内というようなことで定められておりましたが、最近の災害の状況等の中で、あと市中金利等勘案して、本法のほうで 3%以内で市町村が決めた中で条例制定することができるという中で、本市におきましては、大規模災害時の被災者の早期生活再建という観点から無利子とするというものでございます。

続きまして、議案第 15 条第 1 項の規定につきましては、償還方法ということでございます。

今まで本市の条例では、半年賦償還という方法のみを定めておりましたが、このたび本法の改正によりまして、本法では年賦償還と半年賦償還という規定がございましたが、今回月賦償還が加えられたことによりまして、本市におきましてもその 3 つ、年賦償還、半年賦償還、月賦償還、その 3 通りを条例で制定することによりまして、償還方法の多様化を図りまして、こちらのほうも被災者の利便性を図るところでございます。

その他、金利でございますとか、償還方法を変更したことに伴いまして字句の整理をした

ものということですが、あと3項中「保証人」を削るというようなことですが、こちらのほうにつきましても本法のほうで、保証人については、東日本大震災のときに、大規模災害時に保証人をなかなか探すのが難しいといった中で、保証人の規定も市町村条例で定められることが望ましいという中で、本市におきましてはどうしても大きな災害になりますとなかなかすぐに保証人を探すことが難しいというようなことも懸念されますので、そういった保証人を探す手間を省くことによりまして、被災者のお返しする手続をできるだけ早めたいという観点から、こちらのほうも井原市の条例におきましては保証人は必要としないということでの改正を行うものでございます。よろしくお願いいたします。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第29号 井原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第30号 井原市養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例について〉

委員（三宅文雄君） 20ページの第6条で「指定管理者の指定期間は10年以内とする」という項目がありますが、県内では指定管理者制度を採用している市はどのぐらいあり

ますか。それから、それは10年、指定期間をどういうふうに定めていますか。

借楽園長（吉本泰人君） 県内では8つの養護老人ホームが指定管理を今現在しております。その中では指定期間は4年から5年、10年とまちまちでございます。

委員（三宅文雄君） 10年としている、先ほど8市という理解でよろしいですか。

借楽園長（吉本泰人君） 組合で設立しているところもありますので、8市ではございません。8施設です。

委員（三宅文雄君） 10年については8カ所のうち何カ所やっていますか。

借楽園長（吉本泰人君） 2カ所でございます。

委員（三宅文雄君） ということは他の施設については、4年ないし5年という理解でよろしいですか。

借楽園長（吉本泰人君） そのとおりです。

副委員長（藤原浩司君） これはそれこそ本会議でのご説明いただきました中で、現状の職員さんのことなんですけど、正職員が1名ということと事務職さんが2名、それから相談員さんが2名で、保健師さんが1名というふうに本会議でお聞きしたんですが、このほかにもたしか借楽園の場合には、それこそ嘱託職員さんもおられるわけなんです。試験等々で長年経験があつて勤められた方もあるんですが、こういった方々や嘱託職員さんの雇用の扱いについて、これが指定管理になりますとどのようになるんでしょうか、ご説明いただきたいと思ひます。

借楽園長（吉本泰人君） 嘱託職員や臨時職員については、任期が終わり次第市の職員ではなくなります。ただ、引き続き、仮に指定管理が決定しますと、指定管理を行う社会福祉法人との話し合いの中で、条件が合えば引き続き支援員とか調理員とかで雇ってもらえるよう話し合いをする予定としております。

副委員長（藤原浩司君） ということは借楽園さんのほうで、今現状におられる方にもご説明した中で、本職員さんは本庁に帰られるか、どこかの支所に行かれると思うんですが、ほかの方に関しては、要は指定管理を受けられたところと、一応ご紹介ということで話を聞いてあげてくれ、ということのお手伝いをしていただけるといふ認識でよろしいでしょうか。

借楽園長（吉本泰人君） そのとおりです。

副委員長（藤原浩司君） ぜひともこれは強くお願いしたいと思ひます。そうでないと、それこそ市長の進めている元気な井原市をつくることにもなりませんので、人を大切にしていきたいと。また、生活が困窮されている人を大切に養護していただいている施設なんです、働く方の今後も大切にしていきたいと。

それと、先ほど三宅委員さんが言われたそれこそ指定期間のことですか、10年とされとるわけですが、本市では5年で指定管理をされて経験上、本当によく頑張っておられるなどという方に関しては10年ということで認めて、また委託をされとるわけですが、期間は10年までの中でいろいろと選べるわけですから、いきなり10年ということのないように、まず指定管理を受けられた方の様子を見るような形もとっていただかないと、安全・安心の、それこそ高齢者の方のお困りの保障になりませんので、そのところは担当部局の上司の方ともよくご相談されて、お決めいただくようにぜひともお願いいたしたいと思います。

私からは以上です。

委員（三宅文雄君） もう一件お伺いいたします。

社会福祉法人を指定管理者に考えているという説明があったと思いますけれども、これはすべて市内の社会福祉法人というふうに理解してよろしいですか。

借楽園長（吉本泰人君） 本会議での説明のとおりで、現在のところ市内に絞るか、市外にも公募をかけるかは検討中でございます。

委員（三宅文雄君） それでは、幅広く市内市外を問わず指定管理者を募集するという理解ですね。

借楽園長（吉本泰人君） そこも現在のところ検討中です。

委員（三宅文雄君） 了解です。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（柳井一徳君） 以上で議案の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈所管事務に関する執行部からの報告〉

〈井原市国民健康保険税の税率について〉

委員（簀戸利昭君） 来年度31年度は繰越金9,000万円をもって充てるということですが、その次の年は全くわからないという理解でよろしいでしょうか。

市民生活部次長（井口勝志君） 基本的には、毎年度県から示されます標準保険税率によりまして、判断することといたしております。

委員（簀戸利昭君） 終わります。

委員（森本典夫君） 国保会計に対して基本的な考え方をお尋ねいたしますけれども、今全国的には国保税が高いという中で均等割、頭割りをやめようという動きが広がっている状況であります。井原市にとっては、その項についてはどういうふうなお考えでしょうか。なかなか国保税が厳しいというのは今までずっと聞いてきておりますが、頭割りをやめると収入も減るという状況にもなりますけれども、国保税が高いという、その声に応えるためには、そういうことも考える必要があるのではないかなというふうなことも考えますが、その点どうでしょうか。

市民生活部次長（井口勝志君） ただいま申されました均等割の廃止でありますとか、そういう件につきましては、ただいまの制度上はそういったものも含めてということとなっておりますので、直ちにこれをどうするかというような考えは持っておりません。

以上です。

委員（森本典夫君） 直ちにとということにはならないと思いますが、行く行くは国保税が高いという声に応じて何らかの手を打たなければならないというふうに思います。確かに赤字続きの国保税ですから、それを実施するとまた赤字が膨らむということはありますが、国保税が高いという声を聞き取るというような意味では直ちにとということにはなりません、今後の課題として考える余地がありますか、ありませんか。

市民生活部長（北村宗則君） 今、国保会計の今後の方向性でのご質問かと思えます。まず、この均等割を廃止しようというような声が上がっているという中で、現行の保険制度で言いますと、先ほど関連で説明した中にもありましたが、井原市の国保会計として納めるべき、支払うべき、その額についていろんな制度上入ってくるものを差し引いた残りの部分を税で賄えるわけです。ですから、例えば均等割を廃止したならば、普通の考えでいきますと所得割、平等割、こちらに賦課していくというのが普通の考えだと思います。ですから、ただ単に均等割を廃止するというだけで解消に向かうのかなというのは疑問に思っておりますが、そういった中で、保険税の負担が厳しいという実情について、この国民健康保険の制度

の中でしっかりとその対応を国のほうが決めていってくれることが重要かなというふうに思っております。

委員（森本典夫君） 結局、国保加入者の家庭で子供がたくさんおられるところについては、かなりの負担になるわけで、その頭割り、均等割がなくなることによって、先ほど言いましたようにほか2つのところに一致を転嫁するとしても、そういう子供さんが多い方にとっては福音ではないかなというふうに思いますので、その点はどうお考えでしょうか。

市民生活部長（北村宗則君） 今、委員さんのほうからご紹介いただいたように、いわゆるこの均等割の見直しについて議論されているのは、世帯で大勢被保険者がおられる世帯の負担を考えてのご発言と思っております。逆に言いますと、世帯で人数の少ない人については負担増が起きるということになるんじゃないかなというふうに考えておまして、ただ単に一部の被保険者の多い世帯だけに着目した考えはなかなか難しいんじゃないかなというふうに思っております。

委員（森本典夫君） 全国的な動きでいろいろこういう制度が広がっているということがありますので、今後井原市もそこらの動きも着目していただいて、いい方法があればぜひ実施をしていただきたいということを要望して終わります。

〈なし〉

委員長（柳井一徳君） ないようでございますので、本件については終わります。

以上で所管事務に関する執行部からの報告を終わります。

〈所管事務調査〉

委員長（柳井一徳君） 本日の所管事務調査事項はございません。

このほか不測の事態により、緊急に所管事務調査事項として追加すべきと思われる提案がございましたら、ご発言願います。

副委員長（藤原浩司君） それこそきょう委員の皆様方には、先にこの資料をお渡しをしております。

芳井の健康増進福祉施設ASUWAのことをございまして、きのうの夕方、とある方から私のメールアドレスのほうへメールが来ました。その中で書いてあるのは、施設運営のこと、ウエートトレーニングの場所なんだと思うんですが、そこで使用禁止のものとか、いろいろなものが設置された場所がある中で、携帯なら携帯はその場所ではいけないという

決まりがあるようでございまして、それが確実にできてなくて、人によって注意する人と注意しない人というような差別をされるような扱いを受けられたということがございました。その方は、ウエートトレーニングでシニアの部でも中国地方のチャンピオンになられるような方で、ウエートトレーニングのインストラクターの免許も持たれて、それから体が壊れたときにそれをアフターケアする資格も取られた方からの要望書なんですけど、これは昨年同じようなものを福祉施設の担当部局である芳井支所のほうへは出されたそうですが、その回答が全くなかったと。それから、市長のほうにもメールで問い合わせはしたと。でも、市長のほうからもメールでは何の回答もないと。このたび据えかねて、また2月28日に担当部局のほうへ、皆さんにお配りした文面で要望書を出されたそうです。すぐに回答が、2月28日ですから、今現状7日なんで、まだ早いから返事が来ないかなというようなことはあるとは思いますが、この件に関してご相談を受けたということです。この中で一番気になりますのが、トレーニング中に、例えば携帯をしているとか、いろんなことが原因で不備があってけがをされると、すごく大変な事故になり得ると。それから職員の方が、インストラクターの使命を忘れて長時間知り合いのお客さんと話をしているときがかなり多いというようなことで、ここのフリーウエートのトレーニング施設で問題となっている要因として、スタッフへの教育不足、スタッフ個々のプロ意識の低下、利用者に対しての声かけの不足、掲示方法の不備、マシン利用者とスタッフが、トレーニング指導以外の世間話を長時間するなど考えられるということを書かれてきておられます。

私がこれをきょう、緊急に取り上げさせてもらったというのは、先ほども少し言いましたが、健康増進福祉施設でございますので、それなりにルールを守ってしていただくことを、そこで働かるとパートであるとか、アルバイトであるとか、本当の職員さんであるとか日々研究、勉強なさって、そこでマシンとか、いろいろな運動をされる方の事故につながらないようなルールづくりと啓発をきちっとしていただきたいなという思いがあったということ。そして、一度本人から直接市長のほうにメールで言ったけど、相手にされてなかったということと、担当部局にもこれまで2回出しているそうですが、何ら返事がないということで、これは問題ではないかなと思ひまして、取り上げさせてもらいました。

お配りしたこの資料を委員の皆様方に読んでいただきたいんですが、皆さん方からこれに対してご意見ございましたら言っていただければありがたいと思うんですが。

委員（森本典夫君） 今の話は中へ入ってしもうとるから、それじゃいけんという指摘をしたい。

これを所管事務調査で取り上げることもできたと思いますけども……。

副委員長（藤原浩司君） じゃけえ、それを言うて取り上げてもらおうかなと。

委員（森本典夫君） その点を最初諮って、それから今副委員長が言われたようなことも含めてどんどん意見交換をします。それから執行部に聞くことがあったら聞くということで、とりあえず取り上げるかどうかというのをまず決めてください。

委員長（柳井一徳君） それをお諮りしようと思っておりました。

この際お諮りいたします。

副委員長から提案の井原市芳井健康増進福祉施設 A S U W A 内マシジムコーナーのマナー向上について、所管事務調査事項として追加します。

〈異議なし〉

〈井原市芳井健康増進福祉施設 A S U W A 内マシジムコーナーのマナー向上について〉

委員長（柳井一徳君） 井原市芳井健康増進福祉施設 A S U W A 内マシジムコーナーのマナー向上についてを議題といたします。

副委員長（藤原浩司君） 先ほどるる説明しました。これは執行部のほうには資料はお渡ししていませんが、いろいろな要因とかというのがあるんで、事務局長のほうにもお渡しをしております。名前と住所のほうも載っておりますんで、これは後ほど担当部局のほうへ、それこそ局長のほうから求めていただければいいなと思いますんで、皆さんからこれに対してご意見をいただきたいと思いますんで、一人一人よろしければご意見いただきたいと思います。

委員（森本典夫君） ここへ書かれているとおりなら、なかなか大変な問題だというふうに思います。副委員長からルール、今までの経過が報告されました。役所にも何回か出してるが、返事が来ないというようなことでありましたが、そういう事実があるのかどうなのか確認したいと思います。

芳井支所長（岡田光雄君） A S U W A のご利用者の方から、そういった要望書を 2 月 28 日の木曜日に提出されたということは把握しております。その要望書を受け取りまして内容を確認しまして、A S U W A を運営するコナミスポーツ（株）のほうにこういった要望が出てるけど、実際の対応はどうかということのを投げかけると同時に、これに対しての対応策を検討してもらうように、今現在お願いしているところでございます。実際その方が窓口に来られましたときに、回答までに若干時間がかかりますので、少々お時間をいただきますけれど、回答をまたさせていただきますというふうな回答をしております。

以上です。

委員（森本典夫君） 私がお尋ねしたいのは、たまたまこれは2月28日なんですけど、それ以前にも出しとるということでもありますので、何月何日にこれと同じような内容で出されているのかなのか、そしてそれに対して全く返事がないということでもありますので、そういう意味ではどういう対応をされているのか、具体的にお聞かせいただきたい。それから、市長にも出しておるとのことでもありますけど、市長のほうは何月何日にどういう内容で受けて、どういう対応を現時点でしているのか、その点をお聞かせいただきたいと思いません。

委員長（柳井一徳君） ただいまの井原市芳井健康増進福祉施設ASUWA内マシンジムコーナーのマナーの向上についてのご答弁は、今この文書は届いたということをお返事いただきましたが、質問がありました市長へのメールに対しての確認はどうでしょうか。

芳井支所長（岡田光雄君） 文書のほうはいただいております。市長あてのメールのほうの確認はできておりません。

委員（森本典夫君） わかりませんか言うて、市長へ言うとする言うんじやから、それが全然残ってないという意味ですか。支所長じゃなくて役所のほうへ聞きます、本庁のほうへ。何らかの形で残ってるのか、全くそういうことについては残ってないので、返事も当然出されてないということなのか、そのあたりお聞かせいただきたいと思いません。

副市長（猪原慎太郎君） 市長へメールということですけども、要は市長への提言という形で協働推進課あてのルートのメールなのか、それとも大舌市長個人のアドレスへのメールなのかということですけども、今確認できている範囲ですが、協働推進課、要は市長への提言という形でのメールは、今確認できる範囲では来ていないということでございまして、市長の個人あてのメールについては、今まだ確認はできておりません。

副委員長（藤原浩司君） インスタグラムのほうへメッセージを入れられとるそうです。そのメールが来たのは随分前で、2月の終わりに市長あてにメールを入れたんですけど、連絡がないと言われとるから、それ以前のことだと思ふんです、2月のことだと思ふんです。これに関しては、ASUWAに新体操のOBの青年たちが来てトレーニングしとるんですけど、むちゃくちゃな筋トレのやり方をするけえ、これじゃけがをするという思いと、ASUWAの対応、要は指導員がきちっと指導せにゃいけんものがあるのに、してないということをお返事しとられとるようです。それはそこを調べてください、インスタグラムですから。皆さんほかに意見があつたら委員長、先に聞いてもらってください。僕最後でいいです。

委員（柳原英子君） この中でASUWAに行かれておる方がどれぐらいおられるかあれなんですけど、私はつい最近も行きましたけど、余りそういうなの、筋トレとかもしないの

で、わからないんです。スマホって書いてあるのは、私は電話をしてる人は見ないですけど、スマホを置いて音楽を聞いている人はよく見かけます。それはオーケーなのかなと私は思っていました。スタッフのプロ意識の低下というのも無理はないかなというところはありません。余りプロ的な人がそういるわけではないような、インストラクターさんかな、みたいな感じはします、最近はずですよ。前はすごい人がいたりしたので、そういう人のカリスマ性みたいなので、かなりレベル高い感じはしてたんですけど、今はまたいい人が来てたんですけど、その方もよそへ行かれたので、最近はそうなんかな。私も最近月に1回ぐらいしか行ってないから、よくはわからないんですけど。感じはいいんです。私はだから別にトレーニングもしてないので、不満に思いませんけど、トレーニングしてる人がかなりむちゃをしてるなというのは見かけることがあります。インストラクターの人が教えてくれるようにはしてない人、個人的に勝手にやる人がいるじゃないですか。そういう人を見ると、あれって私が教えてもらうやり方とは違うなというのはあります。でも、結構そういうのを言ってくれるインストラクターさんもおられますけど、どちらかというとなんか最近不足になっているのかなとは思いますが、この方はすごいプロ的にやられる方だと思うので、そういうことがすごく目につくところが大きいんだなとは思いますが、私はそういう感じがして。

副委員長（藤原浩司君） なければ私のほうから、再度執行部のほうにお願いするんですが、ASUWAさんのほうが、この方が行かれる早い時間のときには、電話は禁止ですよとかという館内放送をされるそうです。ほかの18時から21時の時間帯に常日ごろから行かれてる方に全部情報を聞き入れても、その時間帯には全くないそうです。その時間帯にそういう方がいて、迷惑をしとるといふほかの人の意見も一緒に僕のほうのメールに入ってきています。どっちにしても、ここに書いてあることがほとんどだと思うんで、スタッフの方はアルバイトであろうが、臨時の方であろうが、本雇いの方であろうが、危険な物を使って運動するところですから、プロ意識を持ってやらないといけないし、プールだと世間話をしてると高齢者の方が溺れているのもわからないという状況もございまして、こういう案件が例えば支所のほうへくるとか、ASUWAさんのほうへもこういう苦情が聞けるような場所をきっちり設けていただいて、議員のところにもメールで来たりとか、それこそ市民の声を聴く会で言われることのないように、ASUWAのほうも対応していただきたいなど。それと、インスタグラムで個人のあれでしょうけど、こういうことをメールに載されたのであれば、井原市を元気にしたいという市長の考えがあるのであれば、それなりのご返事を返していただくと。たくさんの方がメール送られてるんかもわからないんで、それはそれこそ簡単には言えないことだと思いますけど、とりあえず意識の向上を持っていただく、プラス行政のほうもそれこそ委託しとるわけですから、行政のほうもきちっとした対応ができるような

ご指導をさらに重ねて、今後市長の件も含めてASUWA自体がどういう対応をとって、どのような形に報告してきたかと、改善方法をどういうふうにされたかという詳細なことを、委員皆さんと、それから本人さんに、住所、氏名も書いてありますので、局長が持っておりますので、そちらのほうにもきっちりと返していただきたいなということをお願いはしたいと思っております。

私からは以上です。

委員長（柳井一徳君） ただいま副委員長のほうから要望、それからまた新しい相談窓口等も考えてほしいというようなことも含めての要望がございました。そのことも含めて、今までの経緯、メールである、文書である、窓口で相談に来た、そういった経緯とそれに対する対応策はどのようにASUWAのほうになされたのか、そしてその結果はどういうふうになったのかということ、文書で委員会へて、今副委員長もおっしゃられましたが、該当の方にも報告できるような報告書の提出をお願いいたします。それについてはいかがでしょうか、可能でしょうか。

委員（惣台己吉君） もう一回確認したいんですが、副委員長が要望として尋ねられたのは、この文書を出されとるんで、特にこの下から4行目から下のこういうことを確認とかお願いがあるから、これで2月28日に出されとるんで、支所長の答弁は今ASUWAにこういうことで文書で来るということを出されとりますんで、その答えを日にちをくださいということで、これでええんじゃねえかな思うんですけど。それは返事は返すということで支所長も言われてましたので。ほんで、きょうは所管事務調査で、こういう過去のことも一応取り上げて検討とか意見を、質問も出たんで、そのことも加味していただいて、これからの対応をしていただければなと思います。

委員長（柳井一徳君） 委員の皆さん、お諮りいたします。

今惣台委員のほうからもご意見ございましたが、支所長のほうからも答弁、回答をいただいたという認識で、これ以上は必要ないってということですか。

委員（惣台己吉君） 必要というか、日にちが……。

委員長（柳井一徳君） 継ぎ足すことがあればということでしょうか。

委員（森本典夫君） ですから、今惣台さんが言われたように今検討中なので、その結論が出たら結論を本人さんに伝える、それから市民福祉委員会のメンバーにもこういうことでまとめましたということで文書でいただければ、それで十分だと思うんです。

委員長（柳井一徳君） 今、森本委員のほうからもそういったことで経緯、それから対応策、その後の結果ということに対して文書で委員会へ提出をしてほしいと。でき上がった時点でいいですから、ご本人を含めて委員会のほうへも文書を提出していただきたいというこ

とで、委員の皆さんはよろしいでしょうか。

委員（惣台己吉君） 本人も含めてというのはどういう意味でしょうか。

委員長（柳井一徳君） この該当者と要望された方です。

委員（惣台己吉君） 本人へと、委員会へ……。

〈なし〉

委員長（柳井一徳君） 委員会として、そういうふうにまとまりましたので、このことで委員会としてはよろしいということでしょうか。再度お伺いいたします。

〈異議なし〉

委員長（柳井一徳君） 副市長にお伺いします。

今の委員会のまとめ、今までの経緯、それから要望されたと思います対応策を提出してほしいということをASUWAに出されたということを支所長おっしゃられました。そのことに対しての対応策の結果、そういったことがわかった時点で市民福祉委員会のほうに文書で提出をしていただきたい。また、この要望者の方にも提出ができるよう文書をお願いしたいということで委員会のほうでまとまったんですが、よろしいでしょうか。

副市長（猪原慎太郎君） そういうことですので、おっしゃられるとおりに対応したいと思います。

委員長（柳井一徳君） よろしくお伺いいたします。

委員の皆様、これでよろしいでしょうか。

〈なし〉

委員長（柳井一徳君） 以上で所管事務調査について……。

委員（三宅文雄君） 緊急性を要するということでございますけれども、委員会を借りてお願いしたいんですが、実は4月からごみの収集日に変更になるということをお前市民の方からお聞きしまして、担当課にもお聞きしたんですけれども、周知期間という分がある程度あったほうが市民の方々に対しての、ごみというのは毎日生活の上で大変重要なことなので、周知期間をもうちょっと早くしてもらおうようにということを私から委員会に諮っていたらと思うんですが。

委員（森本典夫君） 具体的に言わないと。

委員（三宅文雄君） 具体的に申しますと、従来は1カ月のうち第2と第5が不燃ごみの収集日になっただけです。それを第5が今度廃止になって、不燃ごみを収集していただく日が第2だけになったということでございます。

委員長（柳井一徳君） ただいま三宅委員のほうから提案がございました、4月からごみ収集日が変わる、第2、第5の不燃ごみの日が第2だけになるということで、それについてを所管事務調査事項として取り上げたいということですが、皆さんにお伺いいたします。これについていかがでしょうか。

委員（森本典夫君） 経過を報告していただいて、どうするかというのがわかればいいと思います。

委員長（柳井一徳君） 執行部に経過を諮るということでよろしいでしょうか。

〈なし〉

〈不燃ごみ収集日の変更に係る周知について〉

委員長（柳井一徳君） では、ただいまの不燃ごみ収集日の変更に係る周知について、所管事務調査事項として取り上げるということで執行部にお尋ねをいたします。

4月からのごみ収集日変更で、第2の日だけが不燃ごみの収集日ということになる。この経緯等々お知らせいただきたいと思います。

環境課長（谷みち子君） それでは、平成31年4月から井原地区のみですけれども、今年度3月までは第2週と、第5週がある場合は不燃ごみを回収しておりました。実は、第5週の不燃ごみの日が間違いが多いんです。不燃ごみを出される日ではありますけれども、資源ごみがたくさん出ているような現状があります。

それともう一つ、要因としましては、資源化の促進ということで第5がある週は資源ごみの回収をするということで決定いたしました。それは平成31年4月の第5週があるときからになります。最初は4月30日の月曜日が該当になるかと思っております。これについての広報ですが、先週中にホームページに載せました。それから、「広報いばら3月号」に掲載して、各戸へ配布するように計画しております。それでは周知が不十分ということもありますので、もう一つ申しわけありません、緊急告知端末のお知らせくんで井原地区には流すように計画しております。それと、それだけでは周知が不十分という声をいただきましたので、「広報いばら4月号」のときに回覧で回したいと考えております。

以上です。

委員（三宅文雄君） これをこのたびの予算にも当然反映されとると思うんですけども、収集日を変更したということはいつごろで判断されたんですか。

環境課長（谷みち子君） この件につきましては、井原市の廃棄物減量等推進審議会に諮っております、平成31年1月に視察を行った際に、委員の皆様と諮って決定させていただきました。

委員（三宅文雄君） ということは、平成31年1月に、審議会の皆さん方からそういった意見が出て、課内といいますか、内部で協議した結果そうなったという理解でよろしいですか。

環境課長（谷みち子君） 言葉が足りなくて申しわけありません。平成30年9月に廃棄物減量等推進審議会をしましたときに、そういった議題を提出しまして、諮っております、その後、平成31年1月の視察の際に委員の皆様と諮りました。その後、庁内での起案決裁を経て決定したということです。

委員（三宅文雄君） 庁内での起案決裁はいつできましたか。

環境課長（谷みち子君） 今手元には持っておりませんので、申しわけありません。2月中とお答えさせていただきます。

委員（三宅文雄君） 4月からの実施ということですので、2月に決定したということで、というのがごみというのは我々も含めて生活する上で毎日大変問題になって、集積所でもきょうは資源ごみでねえのに不燃ごみが出ると、不燃ごみの日に資源ごみが出るといようなことで、我々のところも当番を決めてやるんですけども、ごみを残されたりすると、その後掃除する人も大変だし、持っていく人も大変だということをいろいろとご存じだと思んですけども、ごみのこういった収集日に変更になるというのは、先ほど2月と言われたんですけども、決定した時点で今後早目早目に対応していただいて、市民への周知を図っていただきたいなというふうに私は思うんですけども、もしご意見あれば。

環境課長（谷みち子君） 周知はおくれたことは大変申しわけなく思っております。また、広報に関しては、機械を通じて、当初の間はお知らせくんなどでも、4月のみに限らず、5月以降も周知させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員（三宅文雄君） 私は以上です。

委員（森本典夫君） 確認の意味で、周知の方法をもう一回、どういう方法とするの、教えてください。

環境課長（谷みち子君） まずは、今現在ですけども、ホームページのほうへ掲載して

おります。それから、「広報いばら3月号」に掲載いたします。それから、4月になりまして、「広報いばら4月号」の配布時期に各自治会へ回覧いたします。それと、4月になりましてお知らせくんで放送させていただきます。

以上です。

委員（森本典夫君） 周知の方法は確認できましたが、そのあたり井原放送が入ってないんですね。そういう意味では、お願いしてどのぐらいで井原放送で載せられるか、案内できるか、システム上わかりませんが、井原放送を見ておられる方もたくさんおられます。そういう意味では、井原放送も周知の一つの方法として考えるべきだというふうに思うのですが、もしそれをするとすればどのぐらい日にちがあればできるんでしょうか、お尋ねいたします。

環境課長（谷みち子君） 井原放送にも放送させていただきます。できるだけ早くできるように図っていきます。

委員（森本典夫君） よろしくお願いします。

副委員長（藤原浩司君） 重なるかもしれませんが、それこそ第5に出てる不燃物が間違いが多いというのは、業者さんのほうから統計としてご報告があったんだろうと思うんですけど、これ自体もどうしてこうなる前にもっともっと啓発して間違えないようにしなかったのか、ということを僕は懸念に思うんです。ごみを収集する日にちが多ければ多いほど、各ご家庭でごみを保管する必要がないですし、ましてや市営住宅等々におられる方とか、本当に狭いところで置かないと散雑するというのも無きにしも非ずじゃないですか。ですから、出るのが間違えるばかりするというから、業者のほうから苦情が入ったというような形で収集日を減すんでなくして、せっかくふやしていただいた収集日を減すから、市民に対しては、それ相当の啓発運動もしないとだめですし、集める不燃物も多くなるわけですから、それ相当の車を用意していただかないとだめということになってきますんで。収集日を減すということは本当に悲しいことだなと思うんです。実際主婦をされとる方だと、家に缶とか瓶とか置けばすぐかさばるんで、大変なごみをやっとなら第5の収集日で捨てられるはずが、その収集日が減るということで捨てられなくなるわけですから、その前までに啓発しなかったという部局の怠慢ということは、よく頭とおなかの中に入れていただいて、第5の収集日がなくなって第2の収集日に絶対に集中するんであれば、業者はその方にも大きい、第5の収集日がなくなって第2の収集日に集中して集めるということになるんで、大きい車で、それ相応に文句の出ないように運んでいただくということを、きっちりと業者にお伝えいただきたいなどこのように思いますんで、よろしくお願いします。

委員（惣台己吉君） 僕はごみを捨てに行ったりしょうらんけえ、間違えた意見言うたら

間違えた言うてください。今うちの家庭では、メールとか一切見ずに、広報の中に入ってくるA4の紙、燃えるごみとか燃えないごみは何日何曜日というやつ、それを冷蔵庫のところに置いて判断、妻がしてくれよんですけど、今の議題は周知がどうなってるんですかということなんで、一つ聞きたいのが「広報いばら」で入ってくるのがそれと、半年に1回うちの組では当番のやつ全部配布して、月に1回してくださる何曜日が収集日というやつ、これは市が出してくださりょうたんですか。

環境課長（谷みち子君） 今委員さんがおっしゃられているのは、ごみ収集カレンダーのことだと思います。これは各地区によって収集日、収集曜日が異なりますので、地区ごとにつくってお渡ししているものです。これは市がつくっております。

委員長（柳井一徳君） ただいまの三宅委員の提案の要望の第2の収集日の周知を4月以降してくださると、また森本委員からも出ました井原放送へも依頼をしていくということを含めて、このことで回答はもうよろしいでしょうか。

皆さんにお諮りいたします。

〈異議なし〉

委員長（柳井一徳君） ないようでございますので、本件については終わります。

〈なし〉

委員長（柳井一徳君） では、以上で所管事務調査については終わります。

〈その他〉

〈なし〉

委員長（柳井一徳君） 閉会に当たり、執行部より何かございましたらお願いいたします。

〈副市長あいさつ〉

副市長（猪原慎太郎君） 委員の皆様には長時間にわたりまして、慎重にご審議をいただきまして、また議案等におきましては、適切にご決定をいただきましてまことにありがとうございます。この議会を通じて皆様からいただいておりますさまざまなご意見ですとか、ご

要望につきましては、今後の市政に反映をさせていただきたいと思っております。来週はまた、新年度予算に関する委員会がございます。どうぞ引き続きよろしく願いいたします。本日は、まことにありがとうございました。

〈議長あいさつ〉

委員長（柳井一徳君） 以上で市民福祉委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。